

山形県建設工事検査規程関係集

平成 31 年 4 月

山形県会計局工事検査課

山形県建設工事検査規程関係集

目 次

山形県建設工事検査規程	1
山形県建設工事検査要領	4
様式第1号 検査請求(依頼)書 検査命令(依頼)書	8
様式第2号 工事手直し要求書	9
様式第3号 工事手直し完了届	10
様式第4号 工事手直し確認書	11
様式第5号 工事手直し請求書	12
様式第6号 工事手直し請書	13
様式第7号 建設工事検査復命書	14
様式第7号に含む 工事概要書	15
様式第8号 検査指定通知書	16
参考資料 検査記録書	17
工事検査要領フロー図	18
山形県建設工事検査技術基準	19
別表第1 工事の実施状況の検査留意事項	21
別表第2 出来形寸法検査基準	22
別表第3 品質検査基準	26
別表第4 営繕工事の検査の内容	27
「中間検査」の運用	32

山形県建設工事検査規程

昭和 55 年 4 月 1 日
山形県訓令第 10 号

改正 昭和56年 4 月 1 日訓令第 4 号 平成元年 3 月 31 日訓令第 7 号
平成 6 年 10 月 21 日訓令第 23 号 平成 13 年 3 月 30 日訓令第 12 号
平成 16 年 3 月 30 日訓令第 6 号 平成 16 年 4 月 1 日訓令第 15 号
平成 21 年 9 月 15 日訓令第 20 号 平成 22 年 4 月 1 日訓令第 9 号

庁 中 一 般
各 公 所

山形県建設工事検査規程を次のように定める。

山形県建設工事検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建設工事について行う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類等)

- 第 2 条 検査の種類は、完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査とする。
- 2 完成検査は、建設工事が完成した旨の届出があつたときに行う。
 - 3 一部完成検査は、建設工事の指定した部分が完成した旨の届出があつたときに行う。
 - 4 出来形検査は、建設工事の完成前に当該建設工事の既済部分について、請負者から契約による部分払の請求があつたときに行う。
 - 5 中間検査は、建設工事の施行中途において必要に応じて行う。

(検査を行う職員)

- 第 3 条 1 件の設計金額が 2,000 万円を超える建設工事についての検査（以下「2,000 万円超の検査」という。）は、会計局工事検査課の職員が行う。
- 2 1 件の設計金額が 2,000 万円以下の建設工事についての検査は、契約担当者又はその命ずる職員若しくはその依頼する職員が行う。ただし、特殊な工法等による工事で、工事検査課長が特に必要があると認めたものの検査は、会計局工事検査課の職員が行うものとする。
 - 3 知事は、特に必要があると認めるときは、会計局工事検査課の職員以外の職員に 2,000 万円超の検査を行わせることができる。

一部改正〔昭和 56 年訓令 4 号・平成元年 7 号・13 年 12 号・16 年 6 号・15 号・21 年 20 号〕

第 4 条 建設工事について地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、当該建設工事について検査を行うことができない。ただし、建設工事の 1 件の設計金額が 500 万円を超えない場合であつて、契約担当者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成 6 年訓令 23 号〕

（検査の立会い）

第 5 条 検査をするときは、請負者のほか、監督職員又は契約担当者が指定する職員が立ち会わなければならない。この場合において、立会い者は検査を行う職員（以下「検査員」という。）の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成 16 年訓令 6 号〕

（検査の方法）

第 6 条 検査は、建設工事請負契約書、図面、仕様書その他の関係書類に基づき、別に定めるところにより実地について行うものとする。

第 7 条 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。この場合において、合否の判定がしがたい事項については、検査を命じた者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 検査員は、必要があると認めた場合には、破壊又はその他の特殊な方法により出来形の適否を検査するものとする。ただし、破壊の方法による場合は、破壊の程度は必要最少限にとどめなければならない。

3 検査員は、検査の対象となる建設工事の内容並びに当該工事に係る契約条項及び仕様書等を熟知しておかなければならない。

全部改正〔平成 16 年訓令 6 号〕

第 8 条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、請負者又は契約担当者若しくは関係職員に対し、書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

2 検査員は、第 6 条の規定により別に定める基準に基づき、契約担当者、監督職員又は請負者に対し、設計、施工技術等について指導又は指示をすることができる。

一部改正〔平成 16 年訓令 6 号〕

（検査報告）

第 9 条 検査員は、検査を終了したときは、その結果を速やかに知事又は契約担当者に報告しなければならない。

2 工事検査課長は、検査（第 3 条第 1 項及び第 2 項ただし書きにより行うものに限る。）の結果を総括し、その結果を関係部局長に通知するものとする。この場合に

において、改善を要する事項について、契約担当者に改善を求めることができる。
一部改正〔平成16年訓令6号・平成16年訓令15号〕

(委託検査)

第10条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事のうち検査を必要とするもの、市町村等から検査を委託された建設工事の検査及びその他これらに類する建設工事の検査についても、この規程を準用する。
追加〔平成16年訓令6号〕

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、会計局長が別に定める。
一部改正〔昭和56年訓令4号〕、旧10条繰下〔平成16年訓令6号〕

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月21日訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第12号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月15日訓令第20号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県建設工事検査要領

昭和55年9月1日
出工第48号

改正	昭和56年4月1日出工第2号	昭和61年3月18日出工第40号
	昭和62年3月20日出工第28号	平成元年3月6日出工第41号
	平成6年10月19日出工第22号	平成13年6月20日出工第8号
	平成15年3月28日出工第16号	平成16年3月30日出工第9号
	平成16年4月1日出工第3号	平成16年11月30日出工第19号
	平成22年4月1日工検第1号	平成22年8月24日工検第8号
	平成25年3月29日工検第11号	平成31年3月26日工検第13号

(目的)

第1条 この要領は、山形県建設工事検査規程（昭和55年4月県訓令第10号。以下「検査規程」という。）に基づき、検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査請求及び通知)

第2条 部局長、総合支庁の部長又は出先機関の長は、検査規程第3条第1項の規定により、会計局工事検査課（以下「工事検査課」という。）の職員が行うものとされている検査に係る建設工事（以下「工事」という。）については、検査請求書（別記様式第1号）を取りまとめ、検査日の属する前月20日までに工事検査課長に提出しなければならない。

2 検査命令書又は検査依頼書（別記様式第1号）は工事検査課長の決裁後、検査請求者に送付し、工事検査課長は検査命令書又は検査依頼書の写しを保管するものとする。

(検査員を命ずる形式)

第3条 検査規程第3条第1項の規定による検査は、検査命令書により検査員を決定して行うものとする。

2 検査規程第3条第2項の規定により検査を命令又は依頼するときは、検査命令書又は検査依頼書により行うものとする。この場合において、1件の当初設計金額又は検査時の設計金額が500万円を超えない工事にあつては、検査命令書又は検査依頼書を省略することができる。

3 検査規程第3条第2項ただし書きの規定による検査は、工事検査課長が工事名を指定し、事前に契約担当者に検査指定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

4 検査規程第3条第3項の規定により検査を行わせるときは、検査依頼書により行うものとする。

(検査の実施)

第4条 検査は、工事の出来形を対象とし、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係書類（以下「設計図書」という。）に基づきその適否を判定するとともに、当該工事に係る事務が適正に処理されているかどうかを調査するものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認める場合は、請負者（以下「受注者」という。）に対し検査の内容を、検査記録書（参考様式）に記録させることができる。

(検査報告)

第5条 検査規程第9条に規定する検査報告は、検査復命書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 検査員は、検査の結果合格と認定したときは、完成通知書に検査年月日を記入して記名押印しなければならない。

(軽微な手直し)

第6条 検査員は、検査の結果、工事の出来形、内容が設計図書に照合し不完全な箇所がある場合において、その状況が軽微であるときは、合否の判定を一時保留し、工事の手直しを命じるものとする。

2 前項に規定する「その状況が軽微であるとき」とは、別紙1に掲げる例によるものとする。

3 第1項の命令は、手直し内容及び手直し期限を定めて、工事手直し要求書（別記様式第2号）により契約担当者を経由して行うものとする。

4 検査規程第3条第3項の規定による検査において前項の手直しを命じた場合は、速やかに工事検査課長に報告するものとする。

5 検査員は、第3項の手直しを命じる場合は、その内容及び期限について、監督職員及び受注者と協議して決定するものとする。

6 受注者は、期限内に工事の手直しが完了したときは、速やかに工事手直し完了届（別記様式第3号）を提出しなければならない。

7 前項により手直し完了の報告を受けた場合は、その部分について再検査を行わなければならない。この場合、原則として当該工事の検査に当たった者が行うものとする。

8 前項の再検査により手直しの完了を確認したときは、検査復命書にその結果を記載し、工事手直し確認書（別記様式第4号）とともに契約担当者に報告するものとする。

この場合においては、手直しの完了をもって工事の完成とみなす。

9 再検査において手直しの完了が確認できず、更に手直しを行い手直し期限内に完了した場合は、第6項の規定を準用する。

10 手直し期限までに完了しない場合には当該工事を不合格とする。ただし、あらかじめ部分引渡しを受けた部分にあつては、これを除くものとする。

(不合格の処理)

第7条 検査員は、検査の結果不合格と認定したときは、その内容を附して契約担当者に報告しなければならない。ただし、検査規程第3条第3項の規定による検査にあつては、あらかじめ工事検査課長と協議するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の報告を受けた場合は必要な措置を講じなければならない。
- 3 契約担当者は、補修又は改造により工事の目的を達成することができると認めるときは、工事手直し請求書（別記様式第5号）により受注者に手直しを命じ、工事手直し請求書（別記様式第6号）を徴するものとする。
- 4 前項の規定により手直しを命じた部分の検査は、完成検査の例により行うものとする。

(復命書の処理)

第8条 検査規程第3条第1項の規定により検査を行った者は、検査復命書（完成通知書、完成写真、その他必要な図書を添付。以下「検査復命書等」という。）を作成し、工事検査課長の決裁後、契約担当者に送付し、工事検査課長は検査復命書の写しを保管する。

- 2 検査規程第3条第2項の規定により検査を行った者は、検査復命書等を作成し、契約担当者に提出するものとする。ただし、1件の当初設計金額又は検査時の設計金額が500万円を超えない工事で第6条または第7条の規定に該当しない場合にあつては、検査復命書等の作成を省略することができる。
- 3 検査規程第3条第3項の規定により検査を行った者は、検査復命書等を作成し、検査命令者の決裁後、契約担当者に送付しなければならない。この場合、契約担当者は支払い事務終了後、速やかに検査復命書等を工事検査課に送付し、回覧に付さなければならない。

工事手直要求書による指示の具体例

管理基準から一部はずれている場合、一部が効用をなしていない場合

例・吹付け厚さが部分的に足りないので、増し吹きが必要

- ・ガードレールの設置高さが一部基準と合わない
- ・コンクリート構造物に大きな豆板（空洞化）が出来ている（表面の荒れ程度ではない）
- ・一部埋め戻しの転圧不足
- ・排水構造物の設置高さの一部不良
- ・木コン多数の埋め忘れ
- ・収縮クラックの補修（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
- ・クラック調査の指示（クラックが発生し、検査時点でクラック調査が行なわれていないもの及び調査内容が不十分なもの）
- ・建築工事のコンクリートの一部打設不良（ジャンカ等）
- ・広範囲なタイル、石等の浮き
- ・多数の建具の開閉調整不良、金物の未調整
- ・木造接合部の緊結不良（広範囲）
- ・その他これらに類するもの

(様式第1号)

検 査 請 求 (依 頼) 書												検 査 命 令 (依 頼) 書				
検査種別	完成 出来形		伺い									伺い	工事検査課長	検査主幹	課長補佐	検査専門員
	一部完成 中間		月									月				
				日							日					
工事検査課長 殿 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 部局長・総合支庁の部長・出先機関の長 印 下記工事について検査を実施されるよう請求（依頼）します。												部局長・総合支庁の部長・出先機関の長 殿 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 工事検査課長 印 下記のとおり検査を（依頼します。）命じたので通知します。				
施行番号	工事概要		施行場所	市町村 大字	受注者名	設計金額(円)	工期	監督員所属職氏名		検査区分	検査月日	検査員所属職氏名	復命月日	評点	送付月日	
工事名						請負金額(円)	検査希望 月 日	本庁の主管課								
											/		/		/	
											/		/		/	
											/		/		/	
											/		/		/	
											/		/		/	
											/		/		/	
											/		/		/	

8

記入要領 1 本庁、総合支庁及び出先機関各課並びに検査種別ごと別様とし、太線内は記入を要しない。
 3 検査請求の変更は遅くとも検査日の3日前まで通知し、検査の追加は別様で提出すること。

2 検査の担当機関等に応じ、決裁者等は適宜変更すること。
 4 検査日が翌月に延期となったものは、翌月分に記載すること。

(様式第2号)

年 月 日

受注者
氏 名 殿

検査員 職 氏 名 ⑩

工 事 手 直 し 要 求 書

下記工事について、 年 月 日（中間、出来形、一部完成、完成）
検査したところ、下記事項について手直しの必要がありますので、補修改造
されたく要求します。

記

年度		工事	
施 行 番 号			
工 事 箇 所	市 町 大字 地 内 郡 村	先	
立会人職氏名	発 注 者 側	受 注 者 側	
手直し完了期限	年 月 日	手直し事項承諾印	
手直しを要する 事 項			

(注) 本書を2部作成し、契約担当者を経由して受注者に交付し、手直事項承諾印を
徴した1部を復命書に添付すること。

(様式第3号)

年 月 日

検査員 氏 名 殿

受注者
氏 名 ⑩

工事手直し完了届

年 月 日付けで要求のあった下記工事に係る手直しが完了したの
でお届けします。

記

年度		工事			
施行番号					
工事箇所	市 郡	町 村	大字	地	内 先
手直し完了期限	年 月 日				
手直し完了の日	年 月 日				
備考					

(様式第4号)

山形県知事 氏 名 殿

確認者所属
職 氏 名 ⑩

工 事 手 直 し 確 認 書

下記工事の手直し要求における手直しを要する事項について検査した結果、相違ないことを確認しました。

記

年度		工事	
施 行 番 号			
工 事 箇 所	市 郡	町 村	大字 地 内 先
請 負 金 額	円	受 注 者	
検 査 区 分		検 査 員 職 氏 名	
検 査 実 施 の 日	年 月 日	手 直 し 完 了 期 限	年 月 日
手 直 し 完 了 の 日	年 月 日	手 直 し 工 事 の 検 査 実 施 の 日	年 月 日
備 考			

(様式第5号)

番 号
年 月 日

受注者
氏 名 殿

山形県知事 氏 名 印
(出先機関の長)

工 事 手 直 し 請 求 書

下記工事について（完成、一部完成、出来形、中間）検査をしたところ、
下記事項について手直しの必要がありますので、補修改造されたく請求しま
す。

記

年度		工事	
施 行 番 号			
工 事 箇 所	市 郡	町 村 大字	地 内 先
検 査 員 職 氏 名		検 査 実 施 の 日	年 月 日
立 会 人 職 氏 名	発 注 者 側		受 注 者 側
補 修 改 造 の 完 了 期 限	年 月 日		
補 修 改 造 を 要 する 事 項			

(様式第6号)

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿
(出先機関の長)

受注者
氏 名 ⑩

工 事 手 直 し 請 書

年 月 日付け第 号で請求あった下記工事に係る補修改造事項は、期限までに完了します。

記

年度		工事	
施 行 番 号			
工 事 箇 所	市 郡	町 村 大字	地 内 先
補修改造期限	年 月 日		
補修改造を要する事項			

(様式第7号)

建設工事 () 検査復命書

検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。

年 月 日

検査員 所 属
職 名
氏 名

山形県知事

殿

施 行 番 号		
工 事 名		
工 事 箇 所		
受 注 者		
契 約 締 結 の 日	検 査 実 施 要 旨 (実施状況及び出来形、品質)	
着 工 の 日		
完 成 期 限		
出来形・完成の日		
検 査 実 施 の 日		
設 計 金 額 A		円
設 計 出 来 形 金 額 B		円
出 来 形 比 率 B/A=C		%
請 負 金 額 D		円
請 負 出 来 形 金 額 D*C		円
総 括 監 督 員 職 氏 名		
監 督 員 職 氏 名		
現 場 代 理 人		
主 任 技 術 者 氏 名		
県 側 立 会 人 職 氏 名		
受 注 者 側	検査状況写真・工事概要書・施工内訳書(出来形・中間検査のうち必要なもの)別紙のとおり	
立 会 人 職 氏 名	検 査 結 果	
委 託 者 側 立 会 人 職 氏 名		

(様式第7号を含む)

年 月 日

(年 月 日)

工 事 概 要 書

施 行 番 号		総括監督員職氏名	
工 事 名		監督員職氏名	
工事箇所		現場代理人	
受 注 者		主任技術者氏名	
契約締結の日		当 初	最 終
着工の日		設計金額	円 円
完成期限		設計出来形金額	円 円
出来形・完成の日		出来形比率	% %
検査実施の日		請負金額	円 円
入札方式		請負出来形金額	円 円

工事概要

備 考

(様式第8号)

番 号
年 月 日

検査指定通知書

課(室)長 殿

会計局工事検査課長

検査規程第3条第2項ただし書きの規定により下記の工事を指定しますので、検査要領第2条第1項の規定により検査請求書(様式第1号)の提出をお願いします。

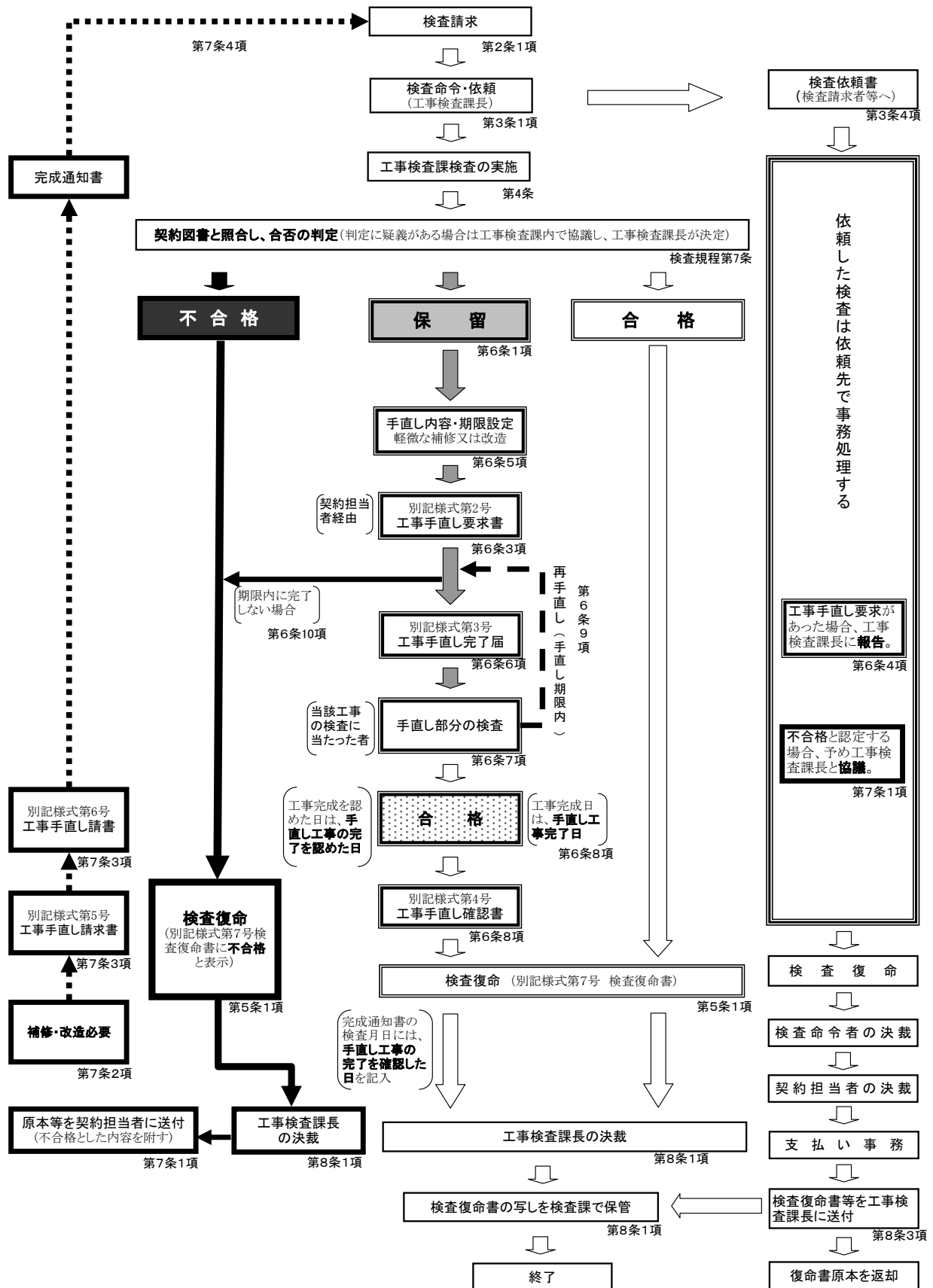
記

工 事 名

検 査 種 別

工事検査要領フロー図

工事検査課



山形県建設工事検査技術基準

昭和 55 年 9 月 1 日
出 工 第 46 号

改正	昭和61年 3 月 18 日	出工第40号
	平成15年 3 月 28 日	出工第16号
	平成16年 4 月 1 日	出工第 9 号
	平成16年10月 1 日	出工第14号
全面改正	平成20年 7 月 17 日	出工第 5 号
改正	平成25年 3 月 29 日	工検第12号
改正	平成29年 3 月 1 日	工検第17号
改正	平成31年 3 月 22 日	工検第12号

(目的)

第 1 条 この検査基準は、山形県建設工事検査規程第 6 条の規定に基づき、工事検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第 2 条 検査は、当該工事の出来形を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判定を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第 3 条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録も含む。（以下「各種の記録」という。））と契約図書とを対比し、別表第 1 に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第 4 条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第 2 又は第 4 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は山形県工事請負契約約款第 33 条第 2 項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第 5 条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第 3、又は第 4 に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は山形県工事請負契約約款第 33 条第 2 項の定めるところにより、必要に応

じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目		関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況、関連工事との調整（注）
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

（注）関連工事とは密接に関係する別契約の工事をいう。

別表第2 出来形寸法検査基準

工種		検査内容	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 100mにつき1箇所以上(ただし、施工100m以下の場合は2箇所以上)
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 100mにつき1箇所以上(ただし100m以下の場合は2箇所以上)
		基礎工	基準高、根入長、偏心率 1基または1目地間あたり1箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは1kmにつき1箇所以上(ただし、1km以下は2箇所以上)
			基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは施工面積3,000㎡につき1箇所以上コアーによる検査(ただし、施工面積3,000㎡以下は2箇所以上) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	コンクリート擁壁 水路工 側溝工		基準高、延長、幅、厚さ、高さ 100mにつき1箇所以上(ただし、100m以下の場合は2箇所以上)
	土工		基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
			天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差(3次元モデルによる場合) 1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)
	河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
		浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長
樋門・樋管		水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所任意部分 函渠は同種構造物ごと2箇所以上	
水門			

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長	
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所(3箇所以上)
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間(スパン)長、変位	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上)
	落橋防止装置工 (既設構造物に設置する場合)	アンカーボルト定着長	超音波探傷器による検査、請負者の施工管理資料の書面検査、監督職員が実施した確認状況の点検を組み合わせ全数実施
	公園 緑地	植栽工	樹高、幹周、枝張(葉張)
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
用 排 水 路	開水路 サイホン 暗渠	基準高、幅、厚さ、高さ	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		中心線のズレ、スパン長、延長	適宜決定する。
	水路トンネル	支保工間隔・幅、覆工厚さ、中心線のズレ、延長	適宜決定する。
		基準高、幅、高さ	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	管水路(RC管、PC管、鋳鉄管、強化プラスチック複合管、硬質塩ビ管、鋼管等)	基準高、埋設深	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		中心線のズレ、ジョイント間隔、ゴム輪位置、延長	適宜決定する。
ほ 場 整 備	表土扱い	厚さ	1圃区当たり1耕区以上
	基盤・田面整地	基準高（指定したとき）、均平度	1圃区当たり1耕区以上
	畦畔	幅、高さ	1,000mにつき1箇所以上（ただし、施工延長1,000m以下の場合は2箇所以上）
	道路工(砂利道)	幅、厚さ、延長	1,000mにつき1箇所以上（ただし、施工延長1,000m以下は2箇所以上）
暗 渠 排 水	吸水渠	布設深、間隔、延長	1圃区当たり1耕区以上の割合で、上下流端の2箇所測定
	集水渠（支線）	布設深、延長	1圃区当たり1耕区以上
	導水渠（幹線）	布設深、延長	500mにつき1箇所以上（ただし、500m以下は2箇所以上）
農 用 地 造 成	耕土掘り起こし	耕起深	1ha当たり1点以上（ただし、1ha以下は2点以上）
	テラス(階段畑)	幅（指定したとき）、耕起幅（指定したとき）、側溝幅、側溝高さ（指定したとき）、法勾配、	テラス延長1,000mにつき1箇所以上（ただし、1,000m以下は2箇所以上）
	道路工(耕作道)	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ（指定したとき）	1,000mにつき1箇所以上（ただし、1,000m以下は2箇所以上）
	土壌改良	PH測定（指定したとき）	10ha当たり1箇所以上（ただし、10ha以下は2箇所以上）
	改良山成	基準高（指定したとき）、法勾配（指定したとき）	基準高は1ha当たり1箇所、法勾配1,000㎡当たり1箇所以上（ただし、各面積以下は2箇所以上）

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
畑 灌	スプリンクラー	埋設深	1 ha 当り 1 本以上（ただし、1 ha 以下は 2 本以上）
頭 首 工	本体	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	構造図の寸法標示箇所を適宜測定
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高、面積	施工面積 500 m ² につき 1 箇所以上（ただし、500 m ² 以下の場合は 2 箇所以上）
た め 池	堤体	基準高、堤幅、法長、延長	施工延長 100mにつき 1 箇所以上（ただし、100m以下の場合は 2 箇所以上）
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレ、スパン長、延長	施工延長 5 スパンにつき 1 箇所以上（ただし、5 スパン以下の場合は 2 箇所以上）
	樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレ、延長	施工延長 50mにつき 1 箇所以上（ただし、50m以下の場合は 2 箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

〔備考〕

- 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。
- 2 施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。(シュミットハンマー等で確認)	
	石・ブロック積(張)工	胴コン、裏コンのてん充程度、水密性を検査する。 (必要に応じて実施する。)	天端又は法面に削孔し、注水試験を行う。 (削孔深さは、法面ではコンクリート厚さの-5cm程度、天端では1m程度とする。)	
	その他のコンクリート構造物	コンクリートのてん充程度、水密性を検査する。 (必要に応じて実施する。)	天端又は法面に削孔し、注水試験を行う。 (削孔深さは、コンクリート厚さの70%程度又は1m程度とする。)	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

別表第4 営繕工事の検査の内容

- 1 出来形の検査方法は、設計図書及び施工計画書で約束された測定項目、規格値、測定頻度及び測定方法を参考として、検査員が建物の規模に応じて検査頻度を定め、工事記録関係図書、工事写真、場合によっては実測により確認するものとする。
- 2 品質の検査方法は、設計図書及び施工計画書で約束された仕上がり状態・機能・性能・所要の状態など、具体的に記載された施工の手順とその管理について、工事記録関係図書、工事写真等により確認し、場合によっては当該品質を実測により確認するものとする。
- 3 出来ばえの検査方法は、仕上がり状態、納まり、形状、配置、関連工事(密接に関係する別契約の工事をいう。)との調和及び全体的美観等について、主に観察により、場合によっては実測により確認するものとする。

(1) 建築工事

検査対象		検査項目	備考
材料	品質	数量、規格及び性能が設計図書、法令等に適合していること	
仮設工事	出来形	仮設材料、仮設物	位置、規模、構造
	品質		所要の状態
土工事	出来形		基準高、締固め工法
	品質		所要の締固め
地業工事	出来形	杭地業	基準高、根入れ長さ、偏心量
		砂利地業	基準高、締固め工法
		均しコンクリート	基準高
	品質		所要の支持力 継手部の溶接
鉄筋工事	出来形	鉄筋加工	加工寸法、全長
		組み立て	かぶり厚さ、所定の位置
	品質		超音波探傷試験 鉄筋の表面が所要の状態
コンクリート工事	出来形	部材の仕上がり	位置、断面寸法（型枠精度も確認）
		コンクリートの仕上がり	平坦性、仕上げ材による精度
	品質		所要の強度、構造耐力、耐久性、耐火性 密実な表面状態（じゃんか等の有無確認）
鉄骨工事	出来形	部材加工	加工精度
		製品	組み立て精度
		建て方	建て方精度
	品質		構造耐力、耐久性、耐火性 定着部、接合部

検査対象		検査項目	備考
コンクリートブロック・ALCパネ ル・押出成形 セメント板工事	出来形	コンクリートブロック 部材の仕上がり	位置・断面寸法
		コンクリートブロック 各部の仕上がり	平坦性
		ALCパネ、押出成 形セメント板 部材の位置	水平位置、相互の目違い、通り
		ALCパネ、押出成 形セメント板 部材の仕上がり	壁板：相互の目違い 床板：不陸
	品質	構造耐力、耐久性、耐火性	
防水工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	漏水が無いこと	
石工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	取付が所要の状態であること	
タイル工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	有害な浮きが無いこと	
木工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	固定、継手及び定着、仕上り面の状態	
屋根及びと い工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	耐風圧性、振動、漏水が無いこと	
金属工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	堅固な取付、所要の仕上り状態	
左官工事	品質	所定の塗り厚、所要の状態、浮き	
建具工事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	耐風性、気密性、水密性、所定の性能 所要の耐震性	
カーテンウォール工 事	出来形	所定の形状及び寸法	
	品質	仕上り状態、耐風圧性、耐震性、水密 性、気密性、耐火性、熱伸縮追従性、 遮音性、断熱性	
塗装工事	品質	仕上り面、耐久性、耐火性	
内装工事	品質	仕上り状態、不陸、床鳴り、断熱性	
ユニット及 びその他の 工事	出来形	材種、形状、寸法	
	品質	取り付け方法・工法・仕上り状態	

検 査 対 象			検 査 項 目	備 考
排水工事	出来形	側塊、排水枡 配水管	所定の寸法	
	品質	側塊、排水枡 配水管	沈下、漏水、水がたまらないこと	
舗装工事	出来形	路床、路盤、舗 装、側溝	所定の寸法	
	品質	路床、路盤、舗 装、側溝	仕上がり状態、所要の状態	
植栽及び屋 上緑化工事	出来形	植栽基盤、樹木	所定の状態	
	品質	植栽基盤、樹木	所要の性質、状態	
<p>※ 建築工事に付帯する電気・機械設備工事は（２）電気設備工事、（３）機械設備工事の内容に準ずる。</p>				

(2) 電気設備工事

検査対象		検査項目	備考
電力設備工事 受変電設備工事	機材	① 電線、ケーブル、電線保護物類、配線器具材料及びその他工事材料等の数量、規格、性能 ② 各電気設備機器の数量、型式、構造、寸法、性能、機能	設計図書、法令等に適合していること。
電力貯蔵設備工事 発電設備工事 通信・情報設備工事 中央監視制御設備工事	施工	① 各電気設備の保安、性能及び機能に係る設計主旨・設計意図の把握状況 ② 電線、ケーブル、電線保護物類、配線器具材料等の布設・取付等の工法・施工要領、所要の状態 ③ 各電気設備機器の据付方法・要領・精度、所要の状態 ④ 仕上り状態	設計図書、法令等に適合していること。 施工計画書に基づき施工していること。
医療関係施設	試験	① 機材の単体及び施工単位での機能、性能 ② 各電気設備の単位システム毎の機能及び性能 ③ 総合的な機能及び性能	設計図書、法令等に適合していること。 施工計画書に基づき施工していること。
<p>※ 電気設備工事に付帯する仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事については、(1) 建築工事の内容に準ずる。</p> <p>※ 電気設備工事に付帯する機械設備工事については(3)機械設備工事の内容に準ずる。</p>			

(3) 機械設備工事

検査対象		検査項目	備考
配管、保温、塗装等工事	機材	① 配管及び配管付属品、ダクト及びダクト付属品、保温材、塗装・防錆材、その他工事材料等の数量、規格、性能	設計図書、法令等に適合していること。
空気調和設備工事		② 各機械設備機器の数量、型式、構造、寸法、性能、機能	
自動制御設備工事	施工	① 各機械設備の保安、性能及び機能に係る設計主旨・設計意図の把握状況	設計図書、法令等に適合していること。 施工計画書に基づき施工していること。
給排水衛生設備工事		② 配管、ダクト、その付属品の布設・取付の工法・施工要領、所要の状態	
ガス設備工事		③ 保温、塗装・防錆等の工法・施工要領、所要の状態	
さく井設備工事		④ 各機械設備機器の据付方法・要領・精度、所要の状態	
浄化槽設備工事		⑤ 仕上り状態	
昇降機設備工事	試験	① 機材の単体及び施工単位での機能、性能	設計図書、法令等に適合していること 施工計画書に基づき施工していること
機械式駐車場設備工事		② 各機械設備の単位システム毎の機能及び性能	
医療ガス設備工事		③ 総合的な機能及び性能	
<p>※ 機械設備工事に付帯する仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事及び左官工事については、(1) 建築工事の内容に準ずる。</p> <p>※ 機械設備工事に付帯する電気設備工事については(2) 電気設備工事の内容に準ずる。</p>			

中間検査の運用

<H31.4.1~>

平成 16 年 3 月 30 日
(室)長、各公所長あて通知

改正 平成 17 年 9 月 1 日 出工第 15 号
平成 21 年 9 月 16 日 出工第 10 号
平成 22 年 8 月 17 日 工検第 7 号
平成 24 年 9 月 25 日 工検第 4 号
平成 29 年 3 月 1 日 工検第 18 号
平成 31 年 3 月 22 日 工検第 12 号

山形県建設工事検査規程第 2 条第 5 項の中間検査について、工事の品質確保を図るとともに、完成検査の効率的な実施を図るべく下記により運用する。

記

1 中間検査の該当要件

中間検査は、以下の要件に該当する場合に工事の施工中途に行う。

I **主たる工種に位置付けられ完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難になると予想される場合**

(注)「主たる工種」とは、発注者の示す設計図書(特記仕様書等)による。以下同じ。

- 1) 埋設される軟弱地盤改良工の埋め戻し前
- 2) 埋設される構造物の埋め戻し前
 - 品質管理基準のコンクリート(施工後試験)の「ひび割れ調査」の対象となる構造物
 - 補強土壁工の背面に施工する鉄筋挿入工
 - 呼び径 800 mm以上の円形管路工 など

なお、完成検査時に簡易な試掘により断面・構造等を確認できるものについては中間検査対象から除外する。(覆土護岸工、暗渠排水工など)
- 3) 内装板施工前のトンネル覆工
- 4) 橋台、橋脚、樋門、用排水機場等の重要構造物の基礎杭等完了時
- 5) 抑止杭の完了時
- 6) 漁礁、ケーソン、消波ブロック等の製作完了時
- 7) 橋梁上部工を施工することにより確認が困難となる橋梁下部工
- 8) 水張試験により完成検査での確認が困難になる場合
- 9) 仮設物を撤去すると完成検査が困難になる場合
 - 河川工作物(堰、水門、樋門、床止、魚道)
 - 橋梁工(上部工、下部工、補修工、耐震補強工)
 - 落石防止柵、雪崩防止柵 など
- 10) その他、上記に類する場合

II 工程上必要と認められる場合

(1) 年末並びに年度末の工事

- 1) 積雪等により完成検査時に主たる工種の出来形確認が困難となる工事は、降雪前に、概成にて完成検査に準じる中間検査を行う。
- 2) 主たる工種は完了しているが、細部取付や付帯施設の完成までには時間を要し、全体完成が12月、3月に至るものは、主たる工種について完成検査に準じる中間検査を行う。

(2) 営繕工事、プラント工事

- 1) 建築工事については建築物の基礎工事完了及び躯体完了時
- 2) 建築設備工事については、躯体完了時及び主要機器搬入完了時
- 3) 上記に類する工事

III 契約上必要と認められる場合

債務負担行為に基づく契約のうち、工事期間が24ヶ月以上にわたるもの。なお、検査は現場施工着手の日から12ヶ月につき1回以上行うものとする。

IV その他特に必要と認められる場合

前I～IIIには該当しないが、工事検査課と協議のうえ中間検査が必要と認められる場合。

- 出来形検査に兼ねて行われる中間検査 など

2 複数回にわたる中間検査の取扱い

工事検査課の検査となる工事の内、上記I～IVの中間検査要件に複数回該当する工事については、予め工事検査課との協議により、中間検査の一部を監督職員の段階確認とすることができる。ただし、同一箇所、同一工種、同一の中間検査要件を原則とする。この場合、協議の内容は「中間検査実施予定協議書」(別紙)に取りまとめ検査請求書提出時に添付する。

- 1) 面的または線的に連続性のあるものは同一箇所として扱う。
- 2) 協議により段階確認とした場合の当該対象範囲の確認は、通常の監督業務内の段階確認で足りるものとする。

3 完成検査及び出来形検査における中間検査の取扱い

施工中途に出来形検査を行う場合は、当該部分について中間検査を兼ねて行うことができる。

また、中間検査で確認した部分については、完成検査、出来形検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。

4 建築物の基礎工事完了時の中間検査について

次のいずれかに該当する建築物については、予め工事検査課との協議により、基礎工事完了時の中間検査を監督職員の段階確認とすることができる。この場合、協

議の内容は「中間検査実施予定協議書」（別紙）に取りまとめ検査請求書提出時に添付する。

- 1) 木造の建築物で、階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500 m²以下のもの。
ただし、高さが13mを超えるもの又は軒の高さが9 mを超えるものを除く。
- 2) 木造以外の建築物で、階数が1であり、かつ、延べ面積が200 m²以下のもの。

(別紙)

中間検査実施予定協議書

協議年月日：平成 29 年 4 月 10 日

協議者所属 職・氏名：〇〇総合支庁□□課

職〇〇 氏名〇〇

工事検査課 職〇〇 氏名〇〇

工 事 名：平成 28 年度 道路改築事業 松波橋下部工工事

施行場所：山形市松波

工 期：H29. 3. 25～H29. 10. 31

請負金額：¥123, 450, 000

工事概要：橋脚 1 基

中間検査の運用 2 の協議により、中間検査（または監督職員の段階確認）を以下のとおり実施する。

本事例では、「同一箇所、同一工種、同一の中間検査要件」である②と③が協議の対象となる。

対象工種：橋脚 1 基

箇所番号	検査(確認)予定年月日	実施区分	検査対象	規格・数量	中間検査該当要件	備 考
①	H29. 6. 20	中間検査	基礎杭	Φ600 6 本	I - 4)	
②	H29. 7. 20	中間検査	フーチング部	1 基	I - 2)	
③	H29. 8. 20	監督職員の段階確認	柱部	1 基	I - 2)	
④	H29. 9. 20	中間検査	張出し部	1 基	I - 9)	③を検査対象に含む
	H29. 10. 20	完成検査				

※ 協議書には各段階の検査（段階確認）対象範囲を示した図面を添付し、表中の「箇所番号」欄には各範囲に付した番号を記入する。

(添付図面)

